

報告第16号

令和5年度北本市財政の健全化判断比率の報告について

令和5年度北本市財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月27日

北本市長 三 宮 幸 雄

令和 5 年度北本市財政の健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 2 . 9 0)	— (1 7 . 9 0)	7 . 9 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率
又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」として記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準